

1 5 家畜伝染病発生に備えた国有地の活用について

(農林水産省)

【内容】

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病のまん延防止を円滑に行う上で、埋却可能な国有地についての情報が不足しているため、情報提供の体制を構築するとともに、各省庁が所管する国有地が迅速に活用できるよう、積極的に対応すること。

(背景)

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病が発生した場合には、まん延を防止するため、迅速な防疫措置が何よりも重要になるが、都市近郊型畜産が営まれる本県では、埋却地の確保が大きな課題となっている。

口蹄疫による未曾有の被害を受け、家畜伝染病の発生予防やまん延の防止の在り方、埋却場所の確保等について、平成23年4月に家畜伝染病予防法の抜本的な見直しが行われ、法第21条に、埋却に備えた土地の確保に必要な場合は、農林水産大臣に対し、協力を求めることができると規定された。

本県では、これまでに9農場の高病原性鳥インフルエンザ(平成21年7農場、平成23年2農場)を経験し、4農場において埋却処理を実施している。埋却処理は、短時間に大量の殺処分家畜等を処理するために効率的な方法であるが、都市近郊で畜産が営まれる本県では、埋却地確保の制約が大きく、埋却候補地を幅広く準備することが困難となっている。

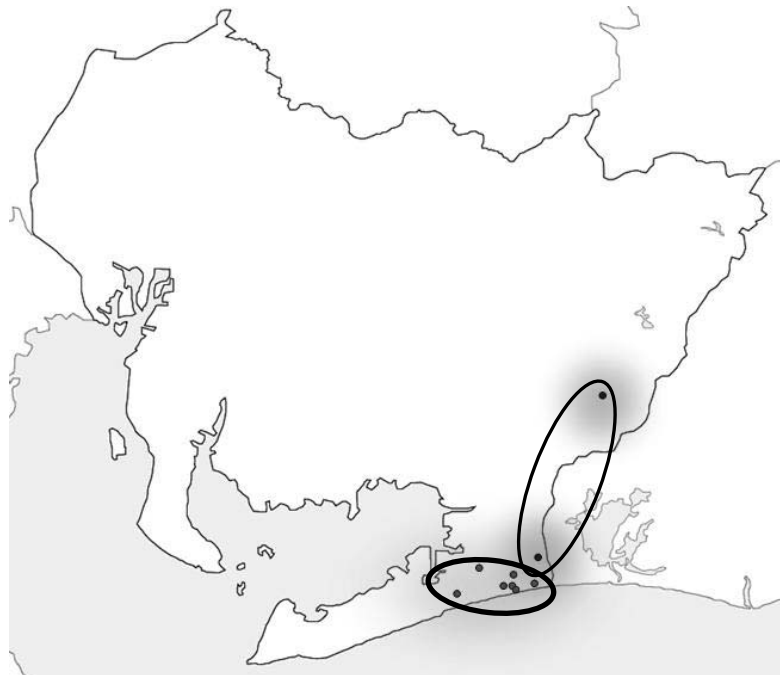
県としても、埋却候補地となる公有地、民有地に関する情報整備に努力しているところであるが、国有地の情報は、各省庁が個別に管理しており、都道府県が国有地の情報を得ることが難しい。また、実際に国有地を活用する際には、関係省庁や関係法令等の調整を進める必要となることから、農林水産省において関係省庁や関係法令等の調整を実施すること。

(参 考)

埋却地の確保が遅れることによる影響

- (1) 農場敷地内で作業に必要なスペースが確保できない集約型経営の場合、埋却地の確保に時間を要すると、速やかに殺処分家畜等の運び出しができず、殺処分作業のスピードを落とさざるを得ない。
- (2) 殺処分等の防疫措置の遅れは、疾病のまん延につながる恐れがある。
- (3) 防疫措置の完了までに時間を要し、卵等の出荷を早期再開するための移動制限の例外適用が遅れるため、周辺農場への経済的影響が拡大する。

平成 2 0 年冬及び平成 2 3 年冬に本県で発生した鳥インフルエンザ



本県発生事例の防疫措置について

| | | |
|-------------|---------------------|-----------------------------|
| 発生日 | 平成21年2月27日～3月29日 | 平成23年1月26日～2月14日 |
| 発生地域 | 豊橋市 | 豊橋市、新城市 |
| 発生農家 | うずら 7戸 1,595,577羽 | 採卵鶏1戸 142,191羽、種鶏1戸 17,451羽 |
| 焼埋却処理 | 埋却2戸、焼却5戸、発酵消毒7戸 | 埋却2戸、焼却1戸、発酵消毒1戸 |
| 埋却理由 | 市焼却センターが保守点検中であったため | 市焼却センターが保守点検中であったため |
| 埋却用地 | 私有地(自己所有)、市有地 | 県有地、私有地(自己所有) |
| 埋却地選定の課題 | 住民反対、湧水 | 住民反対、岩盤、湧水 |
| 埋却地決定に要した日数 | 2 ～ 3日 | 1 ～ 4日 |
| 防疫措置に要した日数 | 7戸の平均 19日 | 2戸の平均 6日 |
| 終息宣言 | 平成20年5月11日(74日間) | 平成23年3月10日(42日間) |